

重要経済安保情報保護活用準備委員会（第1回）議事要旨

1 日時

令和6年6月27日（木）16時00分から16時30分までの間

2 場所

中央合同庁舎4号館 共用1208 特別会議室

3 出席者

委員長	高市内閣府特命担当大臣（経済安全保障）
委員長代理	古賀内閣府副大臣
副委員長	平沼内閣府大臣政務官
委員	国家安全保障局長
	内閣官房副長官補（内政担当）
	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）
	内閣審議官（内閣情報官代理）
	内閣府事務次官
	内閣府政策統括官（経済安全保障担当）
	警察庁長官
	金融庁長官
	デジタル審議官
	総務事務次官
	法務事務次官
	公安調査庁長官
	外務事務次官
	財務事務次官
	文部科学審議官（文部科学事務次官代理）
	厚生労働事務次官
	農林水産事務次官
	経済産業事務次官
	国土交通省危機管理運輸安全政策審議官（国土交通事務次官代理）
	環境事務次官
	原子力規制庁長官
	防衛事務次官

4 議事概要

(1) 冒頭、高市内閣府特命担当大臣より概要以下のとおり挨拶を行った。

- 本日は多用の中、各省庁の事務次官及び長官の皆様に集まりいただき感謝。5月に公布された重要経済安保情報保護活用法は、我が国の経済安全保障分野における情報保全の強化のみならず、民間事業者の国際的なビジネスの機会の確保・拡充のため、非常に重要な法律である。重要経済安保情報保護活用準備委員会は、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施、適合事業者の認定に関する統一的な運用基準の作成、並びにその他法律の施行に必要な事項について、本年1月の「経済安全保障推進会議」における岸田総理大臣の指示や、国会において法律案の採決の際に付された附帯決議を踏まえ、既存の情報保全制度とのシームレスな運用などを確保するとともに、関係行政機関相互の調整を行いつつ検討を進めるために開催するもの。
- 昨日、岸田総理大臣からは、「第1回重要経済安保情報保護活用諮問会議」の場で、制度を所管する内閣府特命担当大臣である私に対し、関係省庁でよく連携し、本法の適正かつ円滑な運用の確保に向け、必要な体制の整備などの準備を進めるように指示があった。施行準備に当たっては、特に、重要経済安保情報として指定されるべき情報を特定すること、これらを保護しながら活用していくための体制を構築すること、そして、法律の施行後に実際にこれらを重要経済安保情報に指定すること、こうしたことは、各行政機関の皆様の御協力なしには成し遂げられない。
- 関係省庁の皆様には、政府一丸となって施行準備を進められるよう、何とぞ御協力よろしくお願い申し上げます。

(2) 内閣府政策統括官（経済安全保障担当）より、資料1及び2について説明があった。

(3) 出席者から概要以下のとおり発言があった。

- 日本を取り巻く安全保障環境が複雑で厳しいものになっている中で、重要経済安保情報の保全を強化することは、経済安全保障や外交政策を推進する上で、非常に重要。しっかりと体制を整えるとともに、政府全体の検討に積極的に貢献したい。
- 経済政策を推進していくためには、官民が密に情報交換を行って互いに連携していくことが不可欠。官民の更なる連携強化に向けた重要な情報交換ツールとして、本制度を積極的に活用していきたい。
- 法律名が示すとおり、制度設計に当たっては、重要経済安保情報の保護のみならず、活用の観点も考慮することが必要ではないか。官民の実務を踏まえた balan

スのとれたものにしていくことが必要。特に民間事業者が本制度を活用するためには、情報共有により民間事業者が得られるメリットが挑戦のために必要なコストを上回ることが重要。官民双方にとって効率的な制度が構築できるように、積極的に貢献したい。

(4) 古賀内閣府副大臣より概要以下のとおり挨拶を行った。

- 重要経済安保情報保護活用法の今国会での成立に向けて御協力いただいた関係省庁の皆様へ、感謝を申し上げます。引き続き、本法律の施行準備に向けて、お知恵を拝借したい。今後の議題となるものの中でも、特に、統一的な運用基準は、法律の施行に向けた非常に重要な指針となる。今後とも各省庁の皆様から積極的な御意見をいただきたい。法律の施行に向けて、関係省庁の皆様には政府一丸となって施行準備を進めていただくよう、引き続き何卒御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

(以上)